

東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案

・ 土地収用手続の更なる迅速化 → 復興整備事業の円滑化・迅速化に寄与

土地収用手続の迅速化

① 土地収用法の事業認定手続
↓
3月以内に事業認定を行う努力義務
一層の迅速化が必要

② 土地収用法の裁決申請手続
↓
損失補償の見積等の記載や土地調書の添付が必要
土地調書の作成等に時間を要する

③ 土地収用法の緊急使用による工事着手（6月間）の前倒し
↓
緊急使用は「公共の利益に著しく支障を及ぼす場合」に活用可能
6月以内に収用裁決手続を終了させる必要
権利関係が複雑で、手続が6月で終了しないおそれ

73条の2
2月以内に短縮し手続を迅速化

※用地取得加速化プログラムで対応済みの措置を法律に規定

73条の3
申請時には損失補償の見積等の記載や土地調書の添付を不要に

※起業者による土地調書の作成等と収用委員会による論点整理等を並行して進めることが可能に

73条の2
「東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速に推進することが困難」な場合を要件に明記

73条の5
緊急使用の場合の補償金の供託要件の緩和

73条の2
緊急使用の期間を1年に

73条の4
早期の収用裁決の努力義務

収用適格事業の拡大

④ 50戸未満の集団住宅の整備
↓
収用対象外
反対者や不明者がいる場合、土地の取得が困難

46条、54条の2
5～49戸の集団住宅の整備についても収用を可能に

※50戸未満の防災集団移転促進事業も収用対象とすることが可能に

※大規模災害からの復興に関する法律についても同様の改正を行う。